

〔支払総額を表示する際の付記説明の表示について〕

Q. チラシ広告（A4サイズ）の中古車について、「支払総額」を表示していますが、1台でも多く掲載するスペースを確保するため、「価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨の表示は省略しても問題ないですか？

A. 中古車に関する施行規則第6条第2項及び第3項第2号では、「支払総額」を表示する場合は、以下の①～④の内容を表示することが定められています。したがって、「価格には、保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨の表示を省略することはできません。



＜支払総額を表示する際のポイント＞

- ①購入の際に最低限必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示すること
（「支払総額」の名称を付けて表示した上で、「コミコミ価格」等の表示をすることは可能）
- ②支払総額の内訳として、現金価格（車両価格）を表示すること
- ③支払総額には、「保険料、税金、登録等に伴う費用が含まれている」旨を表示すること
- ④支払総額は、「登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を表示すること

なお、電波媒体や新聞の突き出し広告等、スペース等の関係で表示が困難な場合、②～④の表示は省略することができます。

【正しい広告表示の例】

当店オススメ中古車

| | | |
|---|---|---|
|  |  |  |
| コートリ 1.5M (2WD) 支払総額 89万円* (車両価格 80万円) | スカーレット 1.8M (2WD) 支払総額 200万円* (車両価格 192万円) | ハンゾウ 1.5S (2WD) 支払総額 152万円* (車両価格 145万円) |
| ■初度登録：2012年 | ■初度登録：2018年 | ■初度登録：2016年 |

※支払総額には、車両価格のほか、保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています。

※支払総額は、5月現在、県内登録（届出）で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。